

宮古市公告

宮古市中心市街地拠点施設総合管理業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年1月25日

宮古市長 山本正徳



1 業務概要

(1) 業務名

宮古市中心市街地拠点施設総合管理業務

(2) 業務内容

別紙「宮古市中心市街地拠点施設総合管理業務共通仕様書」及び「宮古市中心市街地拠点施設総合管理業務特記仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日（金）までとする。

（ただし、本業務に係る契約は長期継続契約であり、この契約を締結した翌年度以降において、当該契約の歳出予算の減額又は削除があった場合は、市はこの契約を変更又は解除ができるものとする。）

(4) 委託金額

本業務に関する費用は、655,600,000円（消費税及び特別地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 単体の法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていないこと。

(4) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 参加表明書の提出時から契約締結日までの期間において、宮古市から指名停止の措置を受けていないこと。

- (7) 参加表明書の提出時において、岩手県の「建築物環境衛生総合管理業」として登録され、かつ、「令和4・5・6年度宮古市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。

3 業務実施上の要件

- (1) 「統括管理責任者」(以下「責任者」という。)を置き、要件は以下のとおりとする。
- ア 業務全般の指揮監督を行うこと。
 - イ 常勤とし、他の施設との兼務は認めない。
 - ウ 同種又は同類の施設における管理業務の実績が1年以上あること。
(補足)・同種の施設 国等(独立行政法人を含む)又は地方公共団体の建築物(事務室を含むもの)で、延床面積が3,000㎡以上の建築物
・同類の施設 平成21年国土交通省告示第15号別添2による建築物の類型3から12のうちの第2類に該当し(事務室の機能が含まれるものに限る。)、延床面積が3,000㎡以上の建築物
 - エ 災害及び事故等が発生したとき、必要により特別に業務が生じた場合には、1時間以内に当該施設に参集し、復旧等の業務に着手できる体制を整備すること。
- (2) 業務の再委託を行う際は、可能な限り宮古市に本社を有する者を選定すること。
- (3) 清掃業務について、品質を管理するため、有資格者による評価等を行い、点検及び改善を実施すること。

4 手続等

(1) 担当部署(事務局)

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号
宮古市 総務部 契約管財課 管財係
電話番号：0193-68-9069(直通)
F A X : 0193-63-9123
E-Mail : keiyaku@city.miyako.iwate.jp

(2) 実施要領の交付

- ア 交付期間：令和5年1月25日(水)から令和5年2月1日(水)まで
- イ 交付方法：宮古市総務部契約管財課ホームページからの入手を原則とし、希望者には事務局において直接交付する(直接交付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで、及び午後1時から5時15分までとする)。

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限：令和5年2月8日(水)午後5時15分
- イ 提出場所：上記4(1)に同じ
- ウ 提出方法：持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時

15分まで)、又は郵送(書留郵便等、配達記録が分かる方法により提出期限までに提出場所へ必着)とする。また、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」の旨を記載すること。

(4) 業務提案書の提出

- ア 提出期限：令和5年3月1日(水)午後5時15分
- イ 提出場所：上記4(1)に同じ
- ウ 提出方法：上記4(3)ウに同じ。なお、封筒には「プロポーザル参加表明書在中」の旨を記載すること。

5 審査

- (1) 「宮古市中心市街地拠点施設総合管理業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」(以下「委員会」という。)を置き、ヒアリングを実施のうえ審査を行う。
- (2) ヒアリング実施日：令和5年3月6日(月)

6 契約の締結

(1) 特定結果の通知及び公表

市長は、委員会の審査結果を最大限尊重し、最優秀提案者及び次席提案者を特定する。特定結果は、令和5年3月8日(水)(予定)に、企画提案書の提出者に対して、書面により通知するとともに、宮古市のホームページにおいて公表する(最優秀提案者に特定されなかった者は公表しない)。

(2) 契約に係る協議

市は、最優秀提案者と本業務の実施内容等について協議を行ったうえで、契約に伴う見積書を徴収し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により委託契約を締結する。なお、最優秀提案者との契約条件に関する協議において、両社が合意に至らなかった場合には、次席提案者と協議を行うものとする。

7 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類は、審査及び説明のため、写しを作成し使用する事が出来るものとする。
- (5) 業務提案書の著作権は、原則として提出した提案者に帰属する。
- (6) 本プロポーザルの内容に関する情報の公開が求められた場合には、「宮古市情報公開条例」に基づき処理を行う。ただし、公開することで対象となる事業者の不利益を与えるような技術情報は非公開とする。

- (7) 選定内容に関する問合せには応じない。また、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (8) 参加表明書などに記載した統括管理責任者は、原則として変更を認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者を置き、あらかじめ市の了承を受けなければならない。